



特別支援教育の充実を目指して…改めて考える「個別の教育支援計画」

「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」は並記することが多い計画ですが、特別支援学校学習指導要領には、「個別の教育支援計画と関連するものに、個別の指導計画があるが、それぞれ作成する目的や活用する方法には違いがあるのでそのことに留意して、相互の関連性を図ることに留意する必要がある。」と示されています。

しかし、各特別支援学校においては、それぞれの計画の様式を工夫したり、合理性を考慮したりしていく中で、作成の目的を混同し整理されないまま、活用されにくいという現状があるのではないのでしょうか。また、小学校や中学校の通常の学級や高等学校においても、障がいのある児童生徒については、長期的な視点で一貫した支援を行うために、個別の教育支援計画を作成することが小学校、中学校、高等学校のそれぞれの学習指導要領総則において例示されていますが、通常の学級に在籍している支援が必要な児童生徒について作成が十分でない現状にあります。

そこで、改めて、「個別の教育支援計画」について、計画策定までの根拠や経緯を確認し、目的や内容を整理していきたいと思えます。

「障害者基本計画」から「個別の教育支援計画」を考える

学習指導要領ではこのように書いてあります。

「障害者基本計画」においては、教育が中心となって作成する計画とされています。「障害者基本計画」を理解することも必要となってきます。

特別支援学校学習指導要領解説では、「平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等が連携協力を図り、障害のある子どもの生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における子どもの望ましい成長を促すため、個別の支援計画が示されました。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを「個別の教育支援計画」という。」と述べられています。

※ 今回の小・中・高等学校学習指導要領総則においても、「障害のある児童（生徒）の指導」について初めて記載され、解説には具体的な対応や指導について例示がありますので、ぜひご覧ください。

障害者基本計画とは

障害者基本法は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため」に障がいのある方の自立と社会参加の支援を充実、計画的に推進することを目的としています。障害者基本計画の策定の根拠は、障害者基本法第11条に、「政府は障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、障害者のための施策に関する基本的な計画（「障害者基本計画」）を策定しなければならない。」としているからです。

私たちは、『共生社会』に向けた取組であることを意識することが必要です。



障害者基本計画における教育に関する内容とは

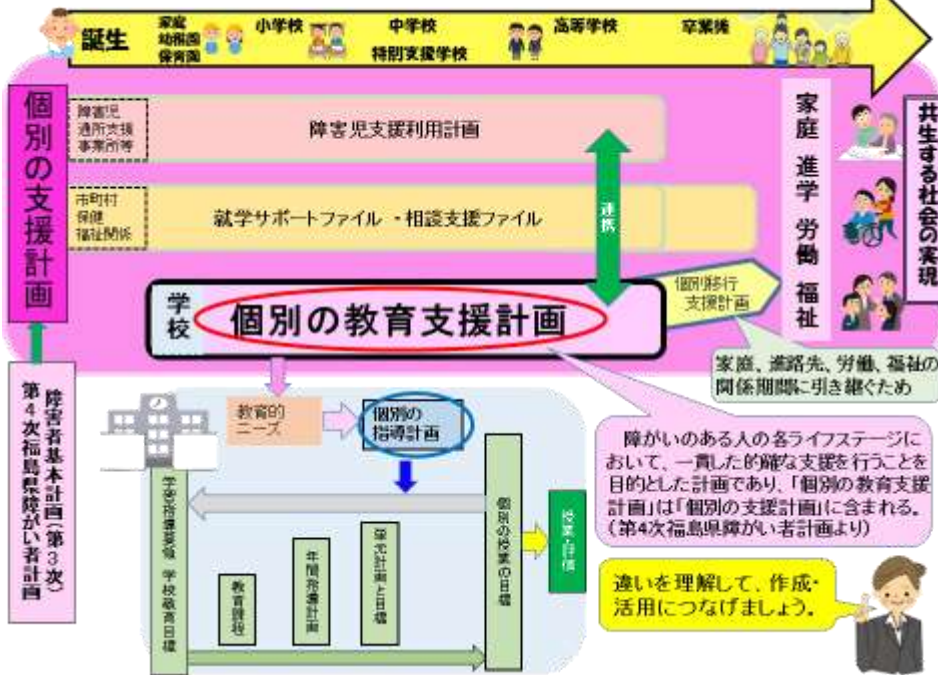
障害者基本計画の詳細は、
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku25.html>

障害者基本計画（第3次）、3. 教育、文化芸術活動・スポーツ活動等の【基本的考え方】として、「障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築する。」と示しています。そのために取り組むこととして、3-1-(5)では、「可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有、活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の教育支援計画の策定・活用を促進する。」と述べられています。

平成27年9月に内閣府で報告された障害者基本計画（第3次）の推進状況の中で、特別支援学校学習指導要領等において「個別の教育支援計画」を作成することを規定したと書かれています。これが、作成の根拠と言えます。

また、計画の意義から、保護者や本人と一緒に考えられる場の設定をすることも大切になります。





左の図のように「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」が整理されます。

個別の教育支援計画は、障がいのある子ども一人一人のニーズを正確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うために学校等が中心となって作成するものです。

一方、個別の指導計画は指導を行うためのきめ細かい計画ですので、実態の把握や記載内容について、目的の違いを整理することが大切です。

＜相談支援ファイル等の関連・活用＞

各市町村の保健・福祉関係で作成している相談支援ファイルや就学サポートファイルを就学時に保護者から引き継いだ場合は、詳細について関係機関と連携を図りながら、保護者の了解の下、個別の教育支援計画に必要な部分を転記したり綴ったりするなど、活用できるように整理することが必要になります。



＜第4次福島県障がい者計画＞では

国の施策を受けて作成した第4次福島県障がい者計画の中でも、第1部 第6 3 ライフステージに応じた障がいのある子どもへの支援の中で、高等学校における特別支援教育の充実に関する施策の方向として「個別の教育支援計画」を活用して、生徒の能力・特性等にあった進路選択を支援し、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を引き継ぎ、一貫した支援の充実を図っていきます、と記されています。

第4次福島県障がい者計画についての詳細は、
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/shakeikaku-fukushikeikaku.html>

大学入試センター試験では、時間延長、別室受験、拡大用紙等の試験などでの配慮が受けたい場合には、配慮申請書・診断書・状況報告書等を提出することになっています。状況報告書の中には、配慮の具体的内容を記述する欄があり、「個別の教育支援計画」を作成し、それに基づいた指導をしていれば、配慮内容もスムーズに記載することができます。



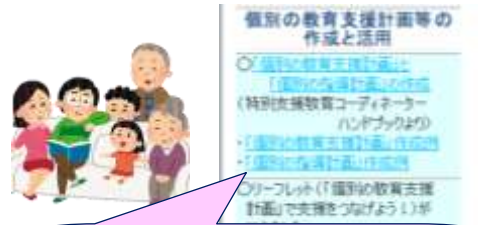
合理的配慮との関連

第4次福島県障がい者計画の教育的支援等については、特別支援教育に携わる教員として知る必要があります。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、本人の障害の状態に応じて、「個別の教育支援計画」を作成する中で、発達段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましいとされています。障がいに応じた合理的な配慮については、国立特別支援教育総合研究所ホームページ内のインクルDB (<http://inclusive.nise.go.jp/>) 等が参考になると思います。また、「合理的配慮」については、養護教育センターだより第3号に詳細が記載されていますので参考にしてください。

今後、障害者差別解消法などの施行（H28.4.1）も踏まえ、「合理的配慮」についての理解も必要であり、当センターとしても実践例を集め、各市町村や学校等に参考となるような資料を提供できるようにしていきたいと思ひます。

【まとめ】
「個別の教育支援計画」は、国の共生社会の取組に向けて、障がいのある方が、学校で、地域で、安心して学んだり、生活したりするために学校等が中心となって作成する計画です。共生社会に向けて、計画や様式が形だけになっていないか、再確認することが大切です。



当センターホームページに作成の例について記載しています。